

令和８年度 五木村公共交通再編検討業務委託 仕様書

1 委託業務名 令和８年度 五木村公共交通再編検討業務委託

2 業務の目的

五木村では、村内の交通手段として、村の直営及び委託によりコミュニティバス、リレーバス（路線バスに接続）、タクシーを運行している。

また、村外への接続については、産交バス五木線（頭地一人吉間）が運行しており、通院・買物など村民の日常生活を支えるとともに、人吉・球磨地域からの人吉高校五木分校への通学を担う移動手段となっている。

現在、本村では、人口減少や少子高齢化に伴う利用者の減少や運行経費に係る村の負担の増加により、現行の運行体制を将来にわたり維持していくことが課題となっているため、「“ひかり輝く” 新たな五木村振興計画」において「持続可能な交通体系の構築」を主要な取組みとして位置づけ、地域の現状に即した交通システムの構築に向け、観光の視点を取り入れた交流人口の拡大も見据えながら、村内外一体的な交通体系の見直しを進めることとしている。

なお、村においては、庁内に地域交通を専任で担う機能がなく、新たな交通サービス導入に関し制度理解・運用ノウハウが不足していることから、職員の知識習得や意識向上を図ることで、今後持続的に公共交通業務を担う人材の育成を行う。

本委託業務では、令和９年度の新たな交通体系の実証・運行開始を目標に、代替交通案の検討、運行計画の策定を行うとともに、住民及び職員の知識習得、意識向上を図ることで、今後も持続可能な交通体系を構築することを目的とする。

3 委託業務の履行期間

契約締結の日から令和９年１月２９日（金）までとする。

4 委託業務の内容

（１）準備計画

業務の目的・趣旨を把握したうえで、業務の具体的な進め方及びスケジュールに関する業務計画書を作成する。また、既存資料等をもとに対象地域の状況を把握する。

（２）既存公共交通の利用状況等の分析

村内交通（コミュニティバス、リレーバス、タクシー）及び産交バス五木線（頭地一人吉間）の利用実績データや村が令和７年度に実施した村民アンケート調査結果等により利用状況やニーズの分析を行う。

※データは村が保有する既存資料を提供する。

(3) 関係機関との協議調整

交通事業者や産交バス五木線の沿線自治体と運行計画の策定に向けた協議調整を行う。調整は計5回程度を想定する。

(交通事業者) 産交バス、つばめ交通(株)

(沿線自治体) 相良村、山江村、人吉市

(主な協議内容) 運行内容や運行形態について等

(4) 庁内交通関係課との調整及び職員ワークショップの実施支援

庁内関係課と運行計画の策定に向けた事業間調整及び庁内職員ワークショップ実施について支援を行う。職員向けワークショップは、職員の知識習得、意識向上を図るとともに組織的に取り組む体制を構築することを目的とし2回の実施を想定している。

なお、資料の作成、ファシリテート、意見のとりまとめについては受託業者が行う。

(5) 住民ワークショップの開催支援

地域住民を対象としたワークショップの開催について支援を行う。五木村における公共交通の現状の周知を行い、新たな運行計画案について意見収集を行うことを目的として、1回の開催を想定している。

なお、資料の作成、ファシリテート、意見のとりまとめについて受託業者が行う。

(6) 五木村生活交通対策推進協議会の開催支援

区長や交通事業者で構成する村協議会の開催について支援を行う。当協議会は住民代表及び交通事業者等により実務的な検討を行う場であり、検討経緯の説明や新たな運行計画案についての意見収集、最終的な運行形態やスケジュールについて説明を行うことを目的とし2回の開催を想定している。

なお、資料の作成、出席、議事録作成について受託業者が行う。

(7) 運行計画の策定

前項までの結果を踏まえ、新たな公共交通の運行区域、運行形態、運行日時、運行台数、停留所、運行事業者などを記載した運行計画を策定する。

(8) 五木村地域公共交通会議の開催支援

地域公共交通会議を1回開催し、資料作成、出席、議事録作成を行う。運賃協議会の開催が必要な場合には、交通会議開催時前または書面協議での開催とする。

(9) 事業計画認可申請等の運行手続きの支援

新たな交通体系の運行に係る申請資料の作成支援を行う。申請内容は、定時定路線運行（一般旅客運送）、デマンド運行（自家用有償旅客運送）を想定している。作成にあたっては、熊本運輸支局との調整を行う。

(10) 運行開始にあたっての支援

バス停等の設置が必要な場合には、関係機関との協議調整について支援を行う。

(11) 打ち合わせ協議

業務着手時、業務の主要な区切り及び業務の完了時の3回を基本に、その他必要に応じて電話やオンライン会議等により追加の協議を行う。

5 業務の成果品

(1) 業務報告書

(2) その他、本業務において使用した資料及びデータ

※本業務における成果品は全て五木村に帰属するものであり、五木村の許可なく複写、複製又は第三者に提供してはならない。

6 秘密の保持

本業務の履行に関して知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行う。

7 その他

(1) 受託者は、本業務の履行にあたり、五木村及び関係機関と連携を密にし、十分協議を行うものとする。

(2) 本仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、村と協議すること。